ID:　26
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	使用期間の更新
例規名 根拠条項	十和田市法定外公共物管理条例施行規則　第4条第1項
例規番号	平成17年規則第184号

【基準】

第4条の規定による。

(使用期間の更新)

第4条　使用者は、使用等の許可の期間(以下「使用期間」という。)が満了した後も引き続き使用等の許可を受けようとするときは、当該使用期間が満了する日の30日前までに許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　満了前の使用期間に係る許可書

(2)　第2条第1項各号に掲げる書類のうち、必要な書類

2　第2条第2項の規定は、使用期間の更新の許可について準用する。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　282
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	占用の権利譲渡の許可
例規名 根拠条項	十和田市道路占用規則　第3条ただし書
例規番号	平成17年規則第153号

【基準】

第3条の規定による。

（占用の権利譲渡の制限）

第3条　占用者は、占用許可によって生じた権利を他人に使用させ、又は譲渡してはならない。ただし、市長に道路占用許可申請書（様式第1号）を提出し、許可を受けた場合は、この限りでない。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	令和7年4月1日

ID:　284
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	継続占用の許可
例規名 根拠条項	十和田市道路占用規則　第9条
例規番号	平成17年規則第153号

【基準】

第9条の規定による。

（継続占用）

第9条　占用期間満了後引き続き占用しようとする場合は、占用期間が満了する日の30日前までに、第2条に規定する申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　285
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	占用料の減免
例規名 根拠条項	十和田市道路占用料徴収条例　第4条
例規番号	平成17年条例第198号

【基準】

第4条の規定による。

（減免）

第4条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(1)　公益上必要と認めるもの

(2)　その他特別の事情があると認めるもの

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　286
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	占用料の還付承認
例規名 根拠条項	十和田市道路占用料徴収条例　第5条ただし書
例規番号	平成17年条例第198号

【基準】

第5条の規定による。

（還付）

第5条　占用者の都合により許可を受けた期間内に占用しない期間があっても、既納の占用料は還付しない。ただし、法第71条第2項各号のいずれかに該当し、許可を取り消した場合は、その残存期間に係る占用料はこれを還付する。この場合の還付金の算定方法は、第3条の規定を準用する。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　月　日

ID:　288
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	流水占用料等の減免
例規名 根拠条項	十和田市準用河川管理条例　第6条
例規番号	平成17年条例第199号

【基準】

第6条の規定による。

（流水占用料等の免除）

第6条　市長は、占用等の許可を受けた者が各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等の全部又は一部を免除することができる。

(1)　河川の維持又は保全に関する事業のために占用等をするとき。

(2)　かんがいのために占用等をするとき。

(3)　国、県、市町村その他公共団体がその事業のために直接占用等をするとき。

(4)　公衆の用に供する上水道、簡易水道又は下水道の事業のために準用河川の流水又は準用河川区域内の土地を占用するとき。

(5)　公衆の用に供する架空電線のために準用河川区域内の土地を占用するとき。

(6)　公衆の用に供する架橋又は通路のために準用河川区域内の土地を占用するとき。

(7)　その他市長が必要と認めるとき。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　20
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	行為の許可及び変更許可
例規名 根拠条項	十和田市法定外公共物管理条例　第4条
例規番号	平成17年条例第264号

【基準】

第4条の規定による。

(行為の許可)

第4条　法定外公共物に関し、次に掲げる行為(以下「使用等の行為」という。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)　法定外公共物の敷地を使用すること。

(2)　法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は敷地内の工作物を除却すること。

(3)　水路の流水又は水面を使用すること。

(4)　法定外公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他これらに類するものを採取すること。

(5)　法定外公共物の敷地を掘削し、盛土し、又はこれらに類する行為をすること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2　市長は、前項の許可を与える場合において、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　22
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	使用料等の減免
例規名 根拠条項	十和田市法定外公共物管理条例　第9条
例規番号	平成17年条例第264号

【基準】

第9条の規定による。

（使用料等の減免）

第9条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(1)　国又は他の地方公共団体その他の公共団体が当該法定外公共物を公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　23
担当部署:　建設部 土木課

処分の概要	使用料等の還付承認
例規名 根拠条項	十和田市法定外公共物管理条例　第10条ただし書
例規番号	平成17年条例第264号

【基準】

第10条の規定による。

（使用料等の還付）

第10条　既に納付された使用料等は、還付しない。ただし、地震、火災、水害等の災害により使用等の行為ができなくなったとき、又は市長が次条第2項の規定により許可を取り消したときは、当該使用料等の全部又は一部を還付することができる。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日